

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見募集の実施結果について

1. 募集意見の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・記者発表、関係資料を環境省ホームページに掲載

(2) 意見提出期間

平成 22 年 5 月 11 日（火）～平成 22 年 6 月 9 日（水）

(3) 意見提出方法

- ・郵送、FAX、電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課

2. 意見募集結果

意見提出件数 電子メール 1 通

意見の概要

- ・国際希少野生動植物種のうち国内にその生息が確認された種全てを本法に追加すべき。
- ・生物が自ら国内に入ってきた時や国内でその種の生存が脅かされることがないように取りはからう必要がある。

考え方

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 6 条に基づき定められている希少野生動植物種保存基本方針第 2 の 2 において、以下のいずれかに該当するものを国際希少野生動植物として選定することとしています。

ア、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」附属書 I に掲載された種。ただし、我が国が留保している種を除く。

イ、我が国が締結している渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する条約又は協定に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種。

また、国際希少野生動植物種に指定された種については、譲渡し等が規制されることとなります。